

羽咋市建設工事総合評価落札方式要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)に基づき、本市が発注する建設工事において、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 総合評価落札方式を適用することが出来る工事は、次の各号のいずれかに該当する工事の中から選定するものとする。

- (1) 企業の技術力等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) 前号のほか、市長が必要と認める工事

2 前項の規定により総合評価落札方式を適用する工事は、羽咋市請負等業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の審議を経て選定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第3条 市長は、総合評価落札方式の実施において、令の規定により落札者決定基準を定めるときは、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

また、当該意見聴取において、併せて、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとする時に改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(技術資料の提出要請)

第4条 市長は、総合評価落札方式による発注を行おうとする場合は、技術力の審査及び評価に必要な資料(以下「技術資料」という。)について、次の各号の区分に応じた方法により提出を要請するものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札の場合
選考委員会に総合評価落札方式の適用を報告した上で、入札公告において技術資料の提出を要請するものとする。
- (2) 指名競争入札の場合
選考委員会に総合評価落札方式の適用を報告した上で、指名通知時に技術資料の提出を要請するものとする。

2 前項の要請においては、提出を求める技術資料の内容及び提出期限等の他、以下の各号に関する事項を明示するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価落札方式の対象工事であること
- (2) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
- (3) 技術資料に記載された内容についての履行の確保に関すること
- (4) その他必要と認める事項

3 技術資料の作成及び提出に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(落札者決定基準)

第5条 令に規定する落札者決定基準は、評価の方法、評価基準、落札者の決定方法に関するものとする。

(評価の方法)

第6条 前条に規定する評価の方法は、競争参加者の技術力として基礎点の100点に加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

技術評価点 = 基礎点(100点) + 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

(評価基準)

第7条 第5条に規定する評価基準は次の各号によるものとする。

(1) 評価項目

当該工事の目的、内容により必要となる技術的要件に応じて定める。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定める。

(3) 加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とする。

(落札者決定の方法)

第8条 第5条に規定する落札者の決定方法は、次の要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

(1) 入札価格が予定価格の108分の100に相当する金額(以下「入札比較価格」という。)の制限の範囲内にあること。

(2) 最低制限価格を設定した場合においては、当該価格を下回らないこと。

(3) 評価値が基礎点(100点)を入札比較価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときは、これにかわって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(総合評価落札結果の公表等)

第9条 市長は契約締結後すみやかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値についてホームページ等により公表するものとする。

(苦情申し立て等)

第10条 入札参加者で落札者とならなかったものは、落札者の決定を行った日から起算して7日以内に市長に対し、落札者とならなかった理由を書面により申し立てることができるものとする。

- 2 市長は、前項の申し立てがあった場合、申し立ての最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答をするものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の施行において必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。